

4-① 中央図書館整備を進めるために

基本計画につづく開館までの段階で想像される検討の論点を、これまでの事例をもとに4つの項目で整理した。

4-①-1. 整備担当部門の役割

多摩市に、新しい時代にふさわしい図書館サービスを創出するために、この基本計画をはじめとするさまざまな資料をベースに、また、優れた図書館施設の見学などを通じて、この事業に関わる人びとすべてが、新図書館整備についての基本的な理解と認識を共有することが大切と考える。そのうえで、つぎのような準備をしていくことが必要と考えた。

多摩市では、すでに新中央図書館の建設担当部門を設け、図書館の建設・運営に経験のある職員をはじめ、必要な体制をとっている。

その建設担当部門（図書館本館整備担当課）の業務は、一般的に次のように考えられる。

1) 図書館サービスの準備

① 実地調査と資料収集

・最近の進んだサービスの図書館を実地に調査、関連する資料をできるだけ多く収集する。

② 図書館サービスの目標など計画の立案

・この基本計画をベースに、さらに細かな「サービスの実実施計画」をたてる。
・新たな図書館ビジョンに沿った目標の更なる検討をする。

③ 条例、規則類の検討

・新図書館建設を機に条例・規則等の見直しを検討する。

④ 職員の確保

・職員体制（組織、業務内容、人員）を考え、定員の確保と実際の検討については関係部署と協議する。また採用職員の育成方針も検討する。

⑤ 資料の組織化基準の制定

・資料の選定基準を作るとともに、発注や受入れまでの手順、目録・分類の基準、装備の仕様等にわたる組織化基準を作成する。

⑥ 業務の機械化の準備

・新しい図書館サービスでは、従来にも増してICTによる電算化が求められる。このため十分な調査・研究を積んで、システム導入の準備をする。

⑦ 運営細則の準備

・資料の配架、貸出の方法・冊数・期間、リクエスト制度、開館時間と休館日、団体貸出の方法、その他市民の図書館利用の細則を再検討する。多くの図書館は現在、木曜日が休館日となっているが、立地条件を考慮し、市民の利便に沿って見直す。また、開館時間は、市民の生活実態に即した利用しやすいものとする。

⑧ 資料の選定、発注

・資料選定の方針に従って、新図書館のための図書をはじめとする多くの資料を選択し、発注する。

2) 新施設の建設

① 建築計画書の策定

この報告書が、建築計画書の基本となる。それに行政内検討の条件が示される。

② 建設の為の庁内体制づくり

施設の建設は、単に教育委員会の担当部局だけが責任を負うのではなく、将来に向けての多摩市の重要事業として、全庁的な体制で取り組む。そのために職員による設計の検討委員会が設けられる事例が多いが、担当課は建設に参画する。

③ 設計者の選定と設計

建築の設計者選定は、この事業の成否を左右するほど重要である。公平・公正を旨として、多摩市に相応しい設計者を選ぶように努める。

④ 建設工事の進行

多摩市のルールに従って、建設業者が選ばれる。建設工事は、設計者、準備課に加えて、市の建設担当部局の監理によって進められる。

4-①-2. 中央図書館の建設を成功させるために

基本構想、基本計画に続く、中央図書館建設への留意点を確認する。

○ 市民とともにつくる

多摩市の中央図書館整備計画には、市民参加の検討委員会が設けられ、情報の開示とともに市民ヒアリング、フォーラム、パブリックコメントなど、市民とともに進める姿勢を明確に打ち出している。これは、すぐれた、新時代にふさわしい図書館を、多くの市民が求めているからであり、また、住民参加型の市政の観点にそったプロセスであった。

将来の市民の意見も想像しながら、この取り組みを、図書館の完成まで持続させ、また新しい図書館のサービスが始まってからも市民にしっかり図書館を支えてもらえるようにしたい。市民とともに図書館づくりを進めようとする各地の試みについても学び、これを取り入れたい。

※多摩市自治基本条例では、あらゆる施策の推進での市民協働が重要視されている。

○ 設計者の選定

図書館の設計者選定は、建築の成否ばかりでなく、将来の図書館サービスのあり方を大きく左右する重要な問題となる。一般的には行政に一定のルールがあって決めるのだが、建設に関わる担当者は、すぐれた図書館の建築について、設計者がどのように選ばれたかの知識を得ておき、好ましい設計者が選ばれるように準備することが必要となる。

設計者の選定方法には次のようなものがあるが、その方式の土俵となる専門的知見のある審査委員の選定こそが、事業の成否を決めるとも言われている。

(1) 特命方式

発注者が、見学した中の好ましい建築の設計者、設計作品や論文などから候補者をあげ、ヒアリングを行ったりして特定し、設計を発注する方式。

(2) 設計競技（コンペ）による方式

基本計画書を提示し、これに従った計画書の提出を求め、審査委員会が入選作を決め、その提案者に設計委託する方式。参加者の求め方には、複数の設計者を指名するものと、一定の条件をもつ設計者なら誰でも参加できる公開によるものがある。要点としては、

- ① 優れた提案の期待できる設計者を指名する。
- ② 提案の為に十分な期間を用意すると共に、適切な参稼報酬を支払う。
- ③ 審査は、建築、図書館などの専門家が含まれる公正な第三者を主とする審査機関（審査委員会など）にゆだね、その審査結果が尊重される。

指名、公開ともに審査を1次、2次に分け、2次の審査（ヒヤリング）を市民に公開する例がふえつつある。

(3) プロポーザル方式

特命方式と設計競技の中間的なものとして、この方式がある。建築計画書を示して面接によって、設計への取組みや考え方を聴取し、実績その他の資料（図面の提出は求めない）を提示してもらった上で決める。設計競技が応募案を選ぶのに対して、この方式は設計者を選ぶということになる。

近年は、設計競技と変わらず無報酬でエスキスプランを提出させ、提案と設計者の考えをヒアリングで特定し、提案内容の変更を前提とした設計者の選定が行われることも多い。

○ 建設業務の進行

建築の設計段階では、設計の基本方針条件はすべて建築計画書に従わなければならない。発注者の意志である計画書は尊重される。しかし、設計は度重なる打ち合せとスケッチの修正とによって、次第に形づくられていくもので、言葉をかえれば、市民が考え望んでいるサービスがだんだん形になっていくものだとすることができる。

設計者との打ち合せとスケッチの積み重ねを通じて、具体的なサービスをイメージし、業務を確認していくことになる。また、建築計画書がしっかりしていても、設計の進行にともなって、設計条件の変更や見直しの必要が生じてくる場合があり、それらに柔軟に対応して発注者としての意志決定をすることが求められる。

○ 関係者それぞれの責任

建設（施工）の段階は、基本的には、設計者、施工者などの専門家にゆだねることになるが、発注者側は工事の進行に伴って、その空間を確認し、サービスの細部を詰めていくことが必要となる。不特定多数の市民を迎え入れ、その人々に十分満足してもらうため、準備に当たる担当者、設計者、施工者が、それぞれの責任をよく理解し、協力しあえるようにしていくことが必要となる。

4-①-3. 運営上のいくつかの課題

中央図書館の開館準備への留意点を確認する。

○ 大切な条例と規則

このたびの新中央図書館建設に当っては、多摩市全体の図書館システムの将来像と成長のための再編も視野に入れ、図書館サービス網の中心機能を持つ中央図書館を考えている。そのため、これまでの図書館設置条例の内容を再検討することも必要と考えられる。

この条例は、多摩市が将来にわたって、どのようなサービスを市民に約束するかを明らかにするものでもある。

図書館法 第10条は、図書館設置の目的や、運営に関する主要な事項を〈条例〉によって定めるようにと規定している。自治体の議会の審議を経て、住民に内容や審議の過程が明らかにされることを期待しているといつてよい。現行の条例では、

多摩市図書館条例 平成8年12月26日条例第26号 改正平成24年10月9日条例第63号
(設置等)

第1条 多摩市は、市民の教育、学術、文化の向上のために、図書館法（昭和25年法律第118号。以下「法」という。）第10条の規定に基づき、図書館を設置する。

2 図書館の区分、名称及び位置は、別表のとおりとする。

この設置条例を見ると、多くの行政がそうであるように「図書館法第10条の規定に基づき、図書館を設置する」となっているが、法第10条は、図書館の設置そのものについてではなく、図書館を設置する場合には条例に基づくことの義務を表現している。ここは、見直すとすれば「図書館法第10条の規定により、この条例を制定する」でよい。近年、これについての研究や試みが各地であり、以下にいくつか参考例示しておく。

伊万里市民図書館設置条例 (設置及び目的)

第1条 伊万里市は、全ての市民の知的自由を確保し、文化的かつ民主的な地方自治の発展を促すため、自由で公平な資料と情報を提供する生涯学習の拠点として、伊万里市民図書館を設置する。

第5条 図書館は、資料の提供活動を通じて知り得た利用者の個人的な秘密を漏らしてはならない。

豊津町立図書館設置及び管理に関する条例

第1条 ひとりひとりの個人の知る自由を保障し、時を越えて貯えられた図書館資料や情報を図書館が提供し、需要を把握するとともに、その機能と活動によって、自らが学び成長するとともに潤いのある生活文化を創造し、町の自然と風土や歴史がいきる豊かで住み良い町づくりに資するため、図書館法（昭和25年法律第118号）の定めるところにより、豊津町立図書館を設置する。

第6条 図書館は、資料の提供活動を通じて知り得た利用者の個人に関する情報を漏らしてはならない。

苜田町立図書館の設置及び管理に関する条例

第1条 この条例は、すべての町民の図書その他の図書館資料に対する要求にこたえ、自由で公平な資料の提供を中心とする諸活動によって、町民の生涯にわたっての自己学習を保障し、すべての町民の暮しに役立ち、暮らしを高める、暮らしに根ざす文化の町づくりに資するため設置する苜田町立図書館の管理について必要な事項を定めるものとする。

第8条 図書館は、苜田町内で自主的に地域図書館活動を行うものに対し、図書の貸出等の援助を行う。

図書館の設置条例で、設置の趣旨や目的を謳うようになったのは最近の傾向で、図書館を求める住民の強い意向が反映している。条例で目的を明確に謳うのは、自治体の意気込みを表わしているが、参考例示のいずれの図書館設置条例も「利用者の秘密を守る義務」を掲げていることにも注目したい。苜田町立図書館は「地域図書館活動に対する援助」の1条を設け、町民の活動を応援する姿勢を見せていることも、特色の一つにあげられる。

運営規則は、設置条例の精神に基づいて、サービスのありようを具体的に規定する。それには、図書館サービスの全容（図書館法第3条の掲げるものを敷衍する）・個人貸出・団体貸出・分館・集会機能の利用・資料の受贈及び寄託などを具体的に規定する。市民の人権に関わる事にも留意して、図書館長の権限でできる利用の制限等も盛り込まれる。

○ 図書館協議会の重要性の確認

図書館協議会の目的は、「住民の具体的な図書館に対する要望なり意見なりを、図書館奉仕を実施する責任者とも言うべき館長に対して反映せしむるために置かれるのである」と述べられたように単なる諮問機関にとどまるものではない。また、委員の構成について、「地方分権の推進を図るための関係法律の整備に関する法」において、図書館法第14条のように改正され、自治体の自由裁量の幅を広げ、より広く市民が参加できるようになった。しかし、現在の委員構成では、図書館協議会が必ずしも有効に機能しない場合がある。選出枠の再検討とともに、公募委員と定数の増加が必要で、また、会議回数の増加も求められる。この協議会が有効に機能すれば、市民のために、市民とともにある図書館のありようが見えてくる。近年、学識経験者の枠を広げ、住民から委員を公募などして、図書館をよく利用している住民を主体に構成している自治体も多い。多摩市の図書館協議会も立法の趣旨に沿い「市民が主役のまちづくり」に相応しい協議会の委員定数や構成を検討する。

※図書館法第10条(設置) 公立図書館の設置に関する事項は、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

※平成28年に多摩市長は伊万里市民図書館を視察し、先方市長と政策懇談している。

※「図書館協議会の目的」 出典：『図書館法』立法時の文部省社会教育局長による著書。

※「図書館法第14条規定」 第14条（図書館協議会）公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

4-①-4. 市民とともに進める図書館サービス

いよいよ中央図書館が開館してからの、市民参画の形を他市の事例から考えたい。

○ 図書館友の会

図書館をサポートするために、「図書館友の会」「図書館フレンズ」などの市民の組織が各地で作られるようになってきた。こうした組織は、市民の望む図書館サービスを考え、施設の計画・建設を進める過程で、市民が「自分たちの図書館ができるのだ」という意識をもち、その運動の発展の形として生まれることが望ましいと言われる。図書館と市民とが向き合い、市民は図書館のことをよく知り、図書館は市民の願いを真剣に汲み取る、そういう関係をしっかり築いていきたい。「友の会」は、一人でも多くの市民に図書館のことを知ってもらい働きをする。「友の会に入れば、図書館のさまざまな仕事の手伝いができます」と、あたかもボランティアの元締めのような活動をしている例もあるが、これは本物の「友の会」の姿ではない。

アメリカではほとんどの公共図書館に「友の会」(Library Friends あるいは Friends of Library)がある。そして全国組織の全米図書館友の会もあり、『FRIENDS OF LIBRARIES SOURCEBOOK』を刊行し機関誌も出している。この資料集の冒頭に「人生と同じように図書館にも友人が必要だ」とあり、また、「コミュニティがさまざまなように、友の会の活動もさまざまだ」ともある。アメリカの友の会では、資金の調達に力を入れ、資金によって図書館をサポートし、いろいろな集まりを企画し、職員研修なども支援する。NPO(非営利法人)となり、友の会への寄付金が非課税となるようになっているためだ。

友の会の大切な仕事の一つに、広報活動がある。会報を出し、図書館の今を市民に伝えたり、新しい図書館が生まれると見学をしてレポートを載せることもしている。

○ ボランティアと図書館

多摩市では図書館サービスが始まった黎明期からこれまで、子どもへの本の読み聞かせ、目の不自由な人のための朗読・録音あるいは点訳のサービスなどに、市民がボランティアとして活動している。また、図書館を学ぶ市民グループも長く活動を続けてきた。

ボランティアは、市民一人ひとりがもつ能力と時間とを、図書館のために役立てるといふ、参加する側の自発性が基本になる。予算にしても職員体制にしても、自治体としての責任を果たし、それでも足りないところを市民が進んで補い支える、あるいはいま図書館に欠けている多様な専門分野の知識を、知見を有する市民が提供するというのが、ボランティアとなるべきである。

サービスが活発となり、日々の貸出・返本が大量になると、それを整理する人手は相当のものになる。しかしそれは、図書館サービスをはじめると、あらかじめ想定されている業務であり、ボランティアに頼るものではない。

ただし、他都市の事例では、ボランティア＝労力奉仕と捉えられ、例えば「友の会／会員募集／仕事：書架整頓」というポスターが堂々と貼られている例も見られる。図書館サービスでは、必要な職員を確保することはなかなか困難で、いきおい市民の労力奉仕を得たくなるのであろうが、そのように安易にボランティアを考えていいとは思われない。

図書館がボランティアを受け入れるには、いつ、誰に、どのようなことをしてもらうか、それをコーディネート(調整)する人が必要となる。その調整役は図書館員が担うが、催事などの進行では協力するボランティアも必要になる。

また、ボランティアとして図書館に関わってもらうためには、図書館についての基本的な知識、理念を理解してもらうことが欠かせない。エントリー研修も考えられるだろう。

※出典：
平成2年(仮称)多摩市立中央図書館基礎調査報告書を担当執筆した図書館計画施設研究所所長の菅原峻氏による各種の著作や報告文献の知見を参考とした。

4-②-1. 整備スケジュール

□中央図書館整備のスケジュール（案）

H28		基本構想策定				
H29 2017		基本計画 内部検討				
	12	基本計画	補正予算			
	1	基本 計画				
	2					
	3					
	4					
	5					
	6					
	7					
8						
H30 2018	9	基本・実施設計 補正予算				
	10	設計 プロポ ザル				
	11					
	12					
	H31 2019	1	基本 設計		敷地測量	
		2				
		3			地盤調査	
		4				
		5		実施 設計		経常資料費も 中央館対応に
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
H32 2020	1	申請 契約準備 入札			第一期 資料 選定発注	
	2					
	3					
	4		建築 工事		第二期 資料 選定発注	
	5					
	6					
	7					
	8					
	9					
	10					
	11					
	12					
H33 2021	1				第三期 資料 選定発注	
	2					
	3					
	4	開館 準備				
	5					
	6					
	7					
	8					
	9					
	H34 2022	10				
		11	開館			
		12				

○ これからの事業工程と留意事項を俯瞰する。

中央図書館整備基本計画のあとには、行政や議会による確認、調整の手続きがあり、これを踏まえて、設計者選定のプロポーザル手続きが平成30年度の後半に予想される。

設計者が確定すると設計の段階となる。基本設計と実施設計、工事費積算設計、各種の法的な申請手続きが平成31年度を中心に進められる。また、進捗状況の節目に、市民・行政・議会・各委員会などに情報開示され、意見交換や確認が行われる。

平成32年度からは、建築本体工事の建築工事会社の選定作業が行われる。工事会社の契約を議会が承認して、工事着工する。

建築工事の期間に、図書館は資料構築の選書発注を繰り返す。建築が竣工して引き渡され、引越し開館準備、開館となる。

◇コメント

※左の事業工程については、基本計画期間終盤に施設規模と機能構成案の素案がまとまる段階での状況、情報をベースにしている。

4-②-2. 事業費の想定 ※整理中

◇コメント

○ 中央図書館整備事業費の概算

中央図書館建設規模を5500㎡として、これに関連工事、設計監理費用などを集計して税込みの概算が、¥4,236,324,000-と概算した。

これに、敷地測量・地盤調査費、図書館備品費、3カ年分の中央館立ち上げ図書購入費、図書館等移転業務委託費、を加算して、¥4,482,094,000-。

●図書館建築5500㎡本体工事費	¥2,750,000,000-	¥3,025,000,000-(税込み)
◎関連工事を含む費用 中計	¥3,640,000,000-	¥4,004,000,000-(税込み)
◎設計監理系費用 中計	¥212,000,000-	¥232,324,000-(税込み)
□建設系事業費用 中計	¥3,852,000,000-	¥4,236,324,000-(税込み)
→その他事業費¥245,770,000-の加算して		¥4,482,094,000-(税込み)

※ H31年10月より後は、消費税10%で計算。

○ 整備事業費の内訳/概算の方法

中央図書館建設の工事費と設計管理費の概算内訳の考え方を以下に示した。

地盤調査や土質調査の結果で杭工事が発生する場合、工事費の見直しが必要になる。

費用項目	消費税抜き金額	消費税込み金額 H31年10月より10%
●図書館建築5500㎡本体工事費 ・東京近郊のRC造S造建築物建設費の上昇を反映。 ・図書館建築[告示15号別表第12の2文化・交流・公益施設(第2類)]の計画時点の建設単価を50万円/㎡と判断した。	¥2,750,000,000- 5500㎡×50万円/㎡ 建築+機械+電気工事	¥3,025,000,000-
●建築本体に加算される工事費 ※調整中 ・既存樹木の伐採搬出処分費、公衆便所等の撤去処分費 ・土工事(切土+搬出+処分)と地下埋設物の切回し工費 ・土工事の山留め仮設費・地盤改良程度の基礎工事費	¥500,000,000-	¥550,000,000-
●外構造園工事費(建築本体加算) 敷地内の建築外の環境整備。排水設備、電灯設備、サイン舗装、ファニチャー、植栽造園、駐車スペース、駐輪場、柵。 ・建築屋上や壁面の施設緑化、屋上広場等の公園環境化。	¥80,000,000- 3200㎡×20,000円/㎡ ×経費1.25	¥88,000,000-
●特注家具サイン工事 ・開架室の様々な形式の書架、机や椅子(特注や既製) ・館内の各種の多様なサインの専門的な設計と発注。 ・特注書架備品と別に既製品の調度備品もこれに含める。	¥180,000,000- 4500㎡×40,000円/㎡ 程度	¥198,000,000-
●閉架書庫等工事 ・閉架書庫、整理書庫など30万冊スチール系書架工事。 ・将来の拡張を考慮した部材選定を行うとして概算。 ・倉庫の物品架なども含むとした。	¥80,000,000-	¥88,000,000-
●専門通信機器工事 ・専門機器の配線工事は電気工事外なのでここに含む。	¥10,000,000-	¥11,000,000-
●視聴覚やサイン等設備工事 ・集会付帯設備として、多目的室やお話室の視聴覚設備。 ・一般電気工事をこえる設備について、過去事例で加算。 ・デジタルサイネージ、BGM設備、録音映像編集機器。	¥40,000,000-	¥44,000,000-
◎工事系費用 中計	¥3,640,000,000-	¥4,004,000,000-
●設計費(建築基本実施設計/家具設計)※調整中	¥152,000,000-	¥166,324,000-
●監理費(建築/家具設計監理) ※調整中	¥60,000,000-	¥66,000,000-
◎設計監理系費用 中計	¥212,000,000-	¥232,324,000-
●敷地測量・地盤調査費	¥15,000,000-	¥16,200,000-
●図書館備品購入費	¥60,000,000-	¥66,000,000-
●中央館立ち上げ図書購入費 (3カ年で48,000冊購入を予定する。)	¥115,200,000-	¥126,720,000-
●移転業務委託費	¥33,500,000-	¥36,850,000-
◎その他事業費 中計	¥223,700,000-	¥245,770,000-

□ 基本計画検討委員会の経緯



□ ヒアリング

行政関係課ヒアリング

- ・教育振興課文化財係
- ・文化市民協働課パルテノン多摩担当
- ・経済観光課商工観光担当
- ・図書館協議会
- ・公園緑地課
- ・東京都多摩環境事務所

市民グループヒアリング

- ・多摩市の社会教育を考える会
- ・多摩市に中央図書館をつくる会
- ・地域図書館の存続を考える4会
- ・多摩市文庫連絡協議会
- ・多摩市地域自立支援協議会

□ 基本計画検討委員会の開催

- ・第1回 平成30年 2月18日
- ・第2回 平成30年 3月 7日
- ・第3回 平成30年 3月24日
- ・第4回 平成30年 4月21日
- ・第5回 平成30年 5月13日
- ・第6回 平成30年 5月27日
- ・第7回 平成30年 6月 9日
- パブリックコメント募集 6月27日~7月26日
- 市民フォーラム 平成30年 6月30日
- ・第8回 平成30年 8月 4日

□ 基本計画検討委員会委員 委員構成

(任期：平成30年2月18日委嘱~平成30年9月30日)

フリガナ	氏名	備考
トコヨダ	リョウ 良	学識経験者/委員長
テラウチ	フジオ 藤 雄	学識経験者
マエダ	ヨウイチ 前 洋 一	学識経験者
マツモト	ナオキ 直 樹	図書館協議会委員/副委員長
アオキ	ヨウコ 青 木 洋 子	市民団体等から推薦(多摩市に中央図書館をつくる会)
ツジヤマ	タエコ 辻 山 妙 子	市民団体等から推薦(子どもの読書活動推進計画市民連絡会)
イノウエ	ハルミ 井 上 晴 美	市民団体等から推薦(多摩市若者会議)
オオイシ	マサト 大 石 正 人	公募市民
サトウ	ヒロエ 佐 藤 広 江	公募市民
フルヤ	マミ 古 谷 真 美	くらしと文化部副参事
ヨコクラ	タエコ 横 倉 妙 子	教育部図書館長(現)
クリサキ	カツミ 栗 崎 佳 津 美	教育部図書館長(前)

□ 基本計画 担当部局

多摩市教育委員会
教育長 清水 哲也
教育部長 須田次郎

□ 基本計画 事務局

図書館本館整備担当課長 中島 宰
企画政策部特定施設担当課長 澤井 貴之
図書館企画運営担当主査 笹原 亮志
図書館企画運営担当 福島 直紀
図書館サービス係長 兼 豊ヶ丘・唐木田図書館長 米山 薫

□ 支援コンサルタント

(株)寺田 大塚 小林 計画同人
寺田 芳朗
小林 春奈
中野 寛之